

平成29年9月22日

保護者様

大津市立南郷中学校
校長 木澤 義樹

弾道ミサイル飛来に伴うJアラート発報時の対応について（お知らせ）

日頃は本校教育にご理解、ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。
さて、このことについて、大津市教育委員会から連絡がありましたので、お知らせし
ます。

記

1 Jアラート（全国瞬時警報システム）が発報された時の児童生徒の行動について

- (1) 滋賀県域に屋内避難の呼びかけがあった場合、児童生徒は自宅待機とします。
- (2) その後、始業までに屋内避難が解除された場合、通常通り登校します。
- (3) 登校中または既に登校している児童生徒等については、下記の避難行動をとるよう、ご家庭でもご指導ください。

【屋外にいる場合】

- ・近くの建物（できるだけ頑丈な建物）の中又は地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

2 臨時休業の連絡

臨時休業とする場合は、メール配信システムで連絡します。メール配信システムへの登録がまだの方は、裏面をお読みいただき、登録をお願いします。（裏面参照）

なお、メール配信システムで確認ができない場合は、恐れ入りますが、電話で学校へ確認いただきますよう、お願いいたします。

3 [参考] Jアラート（全国瞬時警報システム）の情報伝達の例

※以下のメッセージは状況に応じて、変更される場合があります。

(1) 「屋内避難の呼びかけ」の例

「建物の中、又は地下に避難して下さい。」
「直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。」
「続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」

(2) 「屋内避難の呼びかけ」が解除された場合の例

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」
「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」
「引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。」